

第六十三回国会 参議院社会労働委員会会議録第十三号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)
午前十時二十二分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

柏原 ヤス君

補欠選任

白木義一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

佐野 芳雄君

理事

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君

黒木 利克君

高田 浩通君

玉置 和郎君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

中村 英男君

白木義一郎君

国務大臣

労働大臣

野原 正勝君

政府委員

人事院事務総局
職員局長

島 四男雄君

厚生省医務局長

松尾 正雄君

林野庁長官

松本 守雄君

労働政務次官

大野 明君

労働大臣官房長

岡部 實夫君

労働省労政局長

松永 正男君

事務局側

労働省労働基準 和田 勝美君
局長

常任委員会専門

員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○労働問題に関する調査
(白濁病に関する件)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として白木義一郎君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。
御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田忠三郎君 この提案された中小企業の退職金の共済法の一部を改正する法律案、この法律案の審議にあたって、私は、この中小企業というものを共済制度だけの問題としてでなく、まあ、この場合は法律案も出されておりますから審議しなければならぬと思っておりますが、やはりこの問題を扱う場合に、中小企業というものをもう一回いまの時点で真剣に、これはただ政府とかあるいは与党とか、野党とかという立場じゃなく、認識してみなければならぬのじゃないか、こう思うのですよ。そういう意味でだんだんと私は質問をしてまいりたいと思っておりますが、一口に中小企業といっても、これはたいへん困難なむずかしい問題ですね。たとえば業種にしても、業態にしてもあるいは規模にしても多種多様で、さまざまその規模とかあるいは業態、業種によって問題が出てくる、こういうことですね。それからもう一つは、たとえばいまこの法律の提案理由の中にも、この制度は福祉の増進をはかるもので、ですから福祉的な面であらうと見えて、こころ見るのですが、さて福祉といっても、これはまた御承知のように、釈迦に説法でございますが、たいへん定義というものが広範にわたっているもので、これもむずかしい問題だろうと、こころ私は思っているわけですね。そういうむずかしい問題をこころいま一つ一つやろうという気はしてないのですけれども、概念として、やはり今日置かれている中小企業というものの実態を、みんなでこの認識をやはりある程度統一をしながらこころこの法律案を審議することがいけないじゃないか、これは自分自身として考えているわけですね。で、ここに書かれております福祉の増進と、それから中小企業の振興に役立つもの、こころいう理由が申し述べられていますが、その意味では、これは法律を側面から見ても、確かに従前なかったものが十年ほど前にこの法律が創設されて、ある程度整備をされてきて、なおかつ、客観的にいまの中小企業者が置かれている現状を捕捉していく、こころいうものでしょうから、役立つもの、こころいうのです。しかし、本来、この中小企業の問題をとらえる場合に、いままでは中小企業の政策といふことになりましたが、その政策上、大企業と中小企業との関係において、何となくとも基盤が弱いのですから、たとえば資本力の問題あるいはマーケティングの問題、また幾つかたくさん数え上げると問題がありますけれども、いざいざにしても、大企業と比較して不利であることは明らかである。だから不利の補正というそのことが優先されて施策なり、またそれを補う対策といふものがとられておったのです。しかし、それ

だけではいまの置かれている中小企業というものを救い上げていくことにはならぬと思う。だから二つの側面を持っていると思うのですよ。確かにいま言ったように、大企業と比較しての不利の補正ということがまずとりあえず当面施されなければならぬものであるけれども、もう一つの側面を持っていると思うのですよ。それは戦後の急激な技術革新であるとかあるいは近代化であるとか、もう一つには、最近特にそうでございますけれども、人手が不足である。なかなか若年労働力が非常に不足をしている。そういう状況の中だけに、やはり中小企業といえども近代化をしていく必要がある、あるいは高度化をしていかなければならぬ。それをどう育成助長、援助するか、こころいうやはり私は一つの側面を持っていると思うのです。ですから、私はこの法律案審議にあたって、こころいう二つの側面を持っているといふことの立場に立って、しかも、この法律案に賛成する立場でこれから政府のほうに数点質問してまいりたい、こころ考えているのです。

第一には、私が申し上げるまでもなく、こころ数年間、国会は中小企業が置かれている環境といふものはどういふ状態になっているのかといふことを議論をしてきて、たいへんきびしい状況に置かれていて、こころいう前提に立って、まずその体質改善、それから近代化の必要を国会は説いてきた。そうして、これがための具体的な施策といふものは、財政、金融、それから企業分野の確立、事業量の確保、つまり、仕事量を政策的に提供するということが事業量の確保といふことですね。こころいうことをたびたび、政府を叱咤激励、鞭撻をする意味において、国会では取り上げてきた。私は、こころいう認識を持っているのですが、これは労政局長の分野じゃないかもしれませんが、次官もこころいう経験をお持ちでございましょうが、

こういう認識でどうですか。私はこういう認識をとりあえず持っている。

○政府委員(大野明君) ただいま吉田先生御指摘の点については、もうすでに多々論議されてきたところであり、もうすでに多々論議されてきたところであり、いづれにいたしましても、いまの大企業と比べて中小企業の不利を補正しろとか、あるいはまた技術革新あるいは近代化、それに伴う労働力の問題、それに対する助成、援助、こういうような二つのものを基幹として、もうすでに国会では多々論議されてきたということでございますが、そのとおりでございます。この点は、現在も十二分に配慮して、特に労働省では労働力というものを中心に考えておりますが、いづれにいたしましても、中小企業が企業に比べて、資金の調達とかあるいは資金の内容が不安定であるとか、これは金融機関にも一つ問題があることは事実であります。その反面、労働力という点になりますと、現在、中小企業のみならず、各企業において労働力が非常に不足しておる今日でありますから、まず何と云っても、とりあえず魅力のある職場にするように、やはりそれに伴うたいわゆる福祉面においても大企業に負けないように国が援助しようという形で行なうていきたいと思います。その一つとして、今度提案いたしましたこの法案も、十年前に御指摘のようにできたわけでありまして、それから徐々に改正いたしておりますが、それよりも、また先生方の御意見を承って、より以上内容を充実したいという考えで提案した次第ですから、先生のそういう非常に大局的なものの見方の中の一環としてひとつよろしく御審議をたまわりたいと思います。

なと、中小企業に対する政策等についてはいいのですが、しかし、認識としてはいつも持たなければなりませんから、いまそういう意味で申し上げたわけですね。

そこで、前段の認識は大体私と変わっていないと思うのです。そういう上に立って今日まで政府がとってきた幾つかのこれに対する施策というものがあつたんですが、そういうものを政府としても曲がりなりにも整備をされてきたんでありますけれども、今日の情勢の中では、それが万全であるとは考えられないと思います。なぜかといえば、政府がいままでとってきた施策というものは、いわば五〇年代の後半、それから六〇年代の中小企業の政策ではなくて、出てきた現象に対応する政策であつたと私は思うのです。こういう点は、ここでもそういう対策というものはなくて、政策だとかあるいは施策の一環としたものだ、こういうことに、ややとするとするとなつて、それをもとにまた議論を進展させなければならぬが、この点はこれ以上言いません。私は、少なくとも、出てきた現象、事象に対する対策であつたと、こう思つておるのです。こういう見方ですね。

そこで、では具体的に政府がとつたものは何か。先ほどもうと触れましたが、何と云つても、中小企業の経済的な面、それから社会的な面、これから出てくるものは答へとして何かといふと、つまり不利の補正といふことにならないうです。方程式的にこうやってみると。そういうものを側面から中心にとられてきた、それは幾つかあります。この問題についてはあとで申し上げなければ、政府がとってきたものでは、漸次整備され、なお補強しようとして、今度の提案はより充実しようといふことを言われておりますけれども、整備しようといふことだと思ふのです。ですから、この法律もそういう意味では、つまりこの不利の補正という域を脱していないのじゃないか、こう思ふのですが、こういう点はどうですか。これは具体的にこの法律に今度関係してきま

すから、労働局長として、あなたの認識でいいのです。いま認識の問題を話してゐるのですから。

○政府委員(松永正男君) 大所高所からの御議論でございますが、私も先生と同じように、中小企業対策というもののあり方といたしまして、やはり体質を強くして、そうしてひとり立ちができるという方策というのが基本になるべきだといふように考えております。ただし、大企業との関係におきましては、よく経済面においても、社会面においても、日本の特殊性として二重構造といふようなことが言われており、格差があることは事実でありますので、やはりそのときそのときの状況に応じた格差で埋めていく政策と、それから基本的に経営の近代化、あるいは技術の向上、体質改善といったようなことを通じて、その自力をつけていく、これが並行して行なうべきか、相関連しながらなされるというのが政策の方向ではなからうかと思ふわけであり、そういう二つの観点から、そうして基本的にはやはり自力をつけるというこのほうが基本的な政策ではなからうかと、こういう位置づけにあるように感ずるのでございすけれども、その二つに分けまうといふと、中小企業退職金共済法といふのは、これはできるだけ格差を埋めるといふ、いわば不利を穴埋めする方向の政策であるといふふうに私も認識しております。

○吉田忠三郎君 この面でも、つまり起案者の労働局長のほうもそんなに認識、考え方は私と変わつていないような気がするんです。あと、体質改善をどうするか、構造改革を求めるためにはどういう手だてをするかという問題は、それは通産省のほうの分野になりますから、私はここで議論しません。しませんが、そういう本質的な、しかも内容にわたつた議論は別といたしましても、今日やはり二ついまちよつとした私は認識の問題を提起してみても、おまな点では労働局長とやや一致したわけですね。ですから、そういう上に立つてみた場合に、今日の中小企業の問題といふのは対策であつてはならない。やっぱり七〇年代における

中小企業を一体わが国の産業経済の分野でどう位置づけをしていくかという、いまちよつと労働局長も言つた位置づけの問題をとらえて、そうして長期的な政策を持たなければならぬのではないかと私は考える。すなわち中小企業政策といふのは、先ほど言つたように二つの側面からとらえなければ、これは実態に合わないものなんです。

これは資本主義がどうとか、社会主義がどうかという議論の前に、与党だとか、野党だとか、何党だとかいふことを抜きにして、わが国の中小企業といふものをとらえて政策的にこれを扱う場合には、何と云つてもこの二つの側面からとらえなければならぬといふものが出てくると思ふんですね。したがつて、その一つといふのは、これは前に申し述べたように、いまの大企業と対照し、比較をしてとらえられる、再三申し上げるけれども、不利の補正といふことだと思ふ。もう一つの側面は、ちよつと先ほど私が言つたように、近代化、高度化、その中には体質改善あるいは構造改革の問題等々も含まれてくると思ふんですが、いづれにしても、こういう政策が中小企業においては何と云つても車の両輪のようなものにしてかみ合わせなければならぬ、この問題の本質の解明をすることはできないと、こう理解しておりますが、この点はやや政治的な、法律とはちよつとかけ離れておりますから、大きな問題ですから政治家としての次官のほうがいいじゃないかと思ふすがね。

○政府委員(大野明君) ただいま先生の御指摘になつた点については、政治家としてということでありまうけれども、現実面から申し上げましても、中小企業の事業数といふのは九・九・三、大企業は〇・七、労働力においては七・七と二・三といふような形でありますけれども、いづれにいたしましても、わが国の産業構造からいつても、こういうふうな中小企業は非常に多いという現実、しかしながら、先ほどからお話しいたしましたように、現実においては金融面において、また、その労働面においていろいろ問題が

非常に大きいことは事実であります。しかしながら、その反面、中小企業者が国内産業はもとより、輸出産業にも非常に大きな地位を占めておる今日において、やはり中小企業の育成ということが今後のわが国の経済を支えるということであり、ますからして、労働省といたしまして、この点については十二分に配慮をして、先ほど申し上げましたように、その一環としてこの法案を少しづつでも前進させていきたいということであり、また、政治家として、やはりわが国の高度成長経済というものを今後も維持し、その中において中小企業の育成並びに中小企業に働く人たちの健全な生活ができるような方向づけをしていきたいと考えておる次第であります。

○吉田忠三郎君 次官、そのあとの考え方は政治家の考え方ですから、大野次官の考え方はそういふ考え方ですね。そこらあたりについて、多少私は私の考え方がありますが、それは何回も言うけれども、この場の議論ではないのですから言いませんけれども、ただ、こうした側面の助長、助成、それから援護、次官はいま育成という表現を使いましたが、いずれもそんなに変わっていないと思う。そういう面での法律がとらえられているわけですから、私は、中小企業を助けていく場合のものの方、考え方、つまり思想ですが、ね、そういうものの方と考え方というのは二つの面があると思う。一つの面は、この大企業との格差とか、いろいろなことを言いますけれども、それは大企業と対照をして、比較をしてやはり不利というものを補正をしていかなければならぬ面が一つあるだろうと思う、政策的に。それからもう一つは、中小企業といえども今日の技術革新あるいは急テンポに変わってきた経済構造の中では近代化、高度化あるいは構造改善の面もあるであらう。変革の面もあるであらうし、必然的に体質改善の問題もそこから出てくるであらうが、そういう二つの面を持つておると思うのですよ。この二つの面をわが車の両輪のようにかみ合わして初

めて中小企業というものに対する基本的な、本質的な政策というものがそこから引き出されなければならぬんじゃないかと、こういう私は見方で、またそういう認識だと、この認識はどうかということなんです、大野次官ね。

○政府委員(大野明君) いま先生御指摘のとおりだと私は考えております。

○吉田忠三郎君 まあ、大体ここまでの過程では意見が一致していると思うのですよ。そこで、さして意見がそこまで一致し、認識が統一されるとすれば、具体的にしたらばどういう手を打つか、どういふ政策なり、施策を政府は持たなければならぬか、こういうことになるわけですね。したがって、私は一つの例を申し上げますけれども、とりあえずやっておかなければならぬ例です。何といつても今日では大企業がほとんど中小企業分野に野放しに進出をしてきておるといふ問題があります。そのために、これはすべて中小企業の倒産の例を見ればよく出ています。如実に出ておる——ここではその意味での退職金制度とか、共済制度とかいふことでそれを補つてやろうということですから、働いておる中小企業の労働者に全部おつかふさつておる、しわ寄せされておる、こういう点ですね。こういう点は労働省の仕事ではありませんが、私のことは言わしむるならば、野放し状態になっておる。たれ流し状態ですね、もうひとつことは強めれば、こういう状態になっておるんじゃないか、具体的に、これは一つの例ですがね。それからもう一つは、中小企業自身も企業同士で過当競争をやつてますね。この過当競争に対して、これは全く手がないうというわけじゃないですよ。あとで申し上げますが、政府もそれなりに、たとえば不況カルテルという制度を立法措置でしてありますから、全然ないとは言っていない。いないが、とにかくこの過当競争の面を今度は見た場合に、これは政府には中小企業庁なんというところがあるけれども、最近のこの何といひますか、薬品工業などはかなりど

んど人間間の体質に合うように——ここには大正製薬の社長さんにもありますが、決して私は上原さんの宣伝をするんじゃないが、かなりのものがききめの有効適切な薬品などが出ていますが、これは中小企業というものは薬品でなれるわけじゃない。まあ、一つの例で言つたんですが、適切な正しい中小企業の過当競争に対する、それに対応する施策というものは、政府は打ち出してない、こう思ふんです。ですから、結論的に私が言え、こうした中小企業の本来的に弱い立場というものを政府はこの際やっぱり保護する、そうして、やはり何といひしても、ちょっと局長も先ほど触れましたが、みづから生きていく道を確保してやるための諸般の政策なり、施策というものを整備するということが先決ではないかと、こう思ふんですが、この点はどうですか。

○政府委員(松永正男君) 先ほど申し上げましたように、長期的なものの見方といたしましては、中小企業の高高度化という表現が適切かどうかはわかりませんが、体質の強化ということが長期的に基本的な問題だと思ひます。ただし、それは一朝一夕にまいりませんので、そういう方向を指向しつつ、先生のおっしゃいますような、大企業との間において保護すべき点は保護をするということとあわせて、おっしゃいましたように、車の両輪といふことになるのではなからうかと思ひますので、現状におきまして、いま御指摘になりましたような過当競争等によって中小企業自身が共倒れになる、あるいは大企業との関係において競争上非常に不利な立場に置かれる、あるいはまた、特に縦の関係におきまして下請といふふうな関係で、大企業との関係でいろいろ不利な条件がある、そういうふうなところを補正をしまして、そしてその保護をしつつ、実際にみずから伸びていく力をつけていくということ、まあ、そのウエートはどうかというふうなことになるかというところ、また個々具体的にいろいろなケースが出てくるかと思ひますが、その両方が適切に連絡し合い、からみ合つて対策を決定する、こういうふう

に私は思ひます。

○吉田忠三郎君 労働局長は通産省の局長じゃないから、だから結局労働力をどう産業なり、経済なり、中小企業の各分野に提供するかという立場で中小企業をながめておるわけですね。だから、そういう意味では私も同じようなものだと思うんです。だから私は先ほど言つたように、政府は何も手を打っていないということじゃない、打っている。しかし、打っている手だてはどうかということについては、いまのあなたの答えられたようなものになつては、いまのあなたの答えられたことより、あなたの考え方を述べられたのだが、あなたの答えられたようなものだとおもうのです。そこで、冒頭に申し上げたように、幾つかの決議をしたり、あるいは理論展開をしていく中で政府がとつてきたものがある。いま、あなたもおっしゃつたように、たとえば下請け企業に対してどうするか、あるいは中小企業そのものに対してどうするか、協業化をどうするか、何かいろいろ手だてした法律があるのですよ。それは御存じのように、中小企業団法という法律があります。その中において、不況の場合においてカルテルといふものも制度としてちゃんとできたのだね。それから、いまあなたが申されたように、下請けの場合については、下請けの代金支払い遅延をどうするか、問題はすいぶん国会で議論のあったところですよ。ですから、そのあとに下請代金支払遅延等防止法という法律を制定した。おとしでしたか、創設した。いま、あなたが答えられたようなもののためにそれをつくり上げてきたのです。しかし、さてその創設されたときと現状では、百八十度の転換をしたといふとあまりにもオーバーですから、そういう表現はしませんけれども、たいへんな変わり方なんだね、情勢が。ですから、そういう情勢に対応している手だてでは必ずしもない。ないよりはましでございませうけれども、ですから、もつともつとこういふことについて、これは通産省の分野だとい

題でございますので、私全体をカバーするほどの見識を持っていないのでございますが、確か

こう言っていますね。内政とは一体何かということになるのですが、これはたくさんありますよね。ありますが、やはり少なくとも佐藤内閣が産業経済を中心にして、中期経済計画というものを

した議論に立たなければ、これに対する対応策と
いうのはほんとうの意味で生まれて来ないと思う
のであります。いまこそ政府は抜本的なこれに対
する対応の政策を打ち出さない限りは、追まらなく

労働者の生活がよくなるのがイコール国民の生活がよくなることだというふうにつながってくるのではないか。たいへんラフな言い方ではありますが、そういうことではなかりかと思えます。したが

いまして、労働の面から見まして、労働者の生活の改善といふことは、中小企業といふものがどうなっていくかといふことはほとんどもううらはらの関係になってくるというふうに見ていいのではないかと考えます。そういう観点から考えますと、最近、経済審議会におきまして経済社会発展計画の手直しをいたしまして新計画を持ったわけでございますが、その中で、いろいろな議論がございまして、たとえば雇用者所得の伸びといふものを推定をいたしておるわけでございます。そういう伸びが国民経済の伸びの中で確保されるという場合には、やはり中小企業対策といふものが非常に大きなウェイトを持つてくる。これはもう否定できない事実だと思ひます。そういう意味におきましては、先生の御認識に對しまして、私どもの認識もそういう面から同じような認識が持てるというふうに言えると思ひます。

○古田忠三郎君 いま局長答へられたのは従業員のパーセンテージですね。これは、従業員はさることながら、わが国のこうした産業あるいは事業等々の面で見ると、総事業所数というものは、御承知のように九・三％です。残り〇・七％より少ないのです。大企業といふのは、これはよくが勝手に言っているのじゃなくて、企画庁が出した白書にちゃんと示されています。政府みずから出した資料ですよ。これは、いまあなたが申されたように、従業員の数は七・一％、この資料を見ますと、しかも、最も大切に見なければならぬ点は、製造業としては出荷額は五〇％ですよ、この白書によれば、卸売り、小売り販売高についても五〇％ですよ。だからわが国経済、産業をささえている面は、つまり五〇％ですから半分だということでは済まされないう。わが国の産業、経済をささえているものは何か、今日の繁栄をもたらしたものは何かという、佐藤榮作君によれば、わが自民党の政策だと言っているすけれども、そうじゃない。中小企業の人々がその繁栄をもたらした最たるものだと言っても私は

過言でないと思ひます。これは政府の白書にそう書いてある。後段のことは書いてあるのじゃない、数字的なものはそう書いてあるの、これはもうも隠しもないことなんであつて、あなたがたまたま従業員の数のことを言つたから、あえて計数的にいふゆる販賣高についてあるいは事業所の数を言つただけのことなんですね。だから認識とすれば、私は、そんなにあなたの方と相違がない、こう思ひます。

たまたま意見が一致していますから次に進みますけれども、そういう幾つかの問題を頭の中で整理をしてみても、なおかつ、先ほど言つたように、国際的な問題を見のけてやつぱりこの問題をとりとえるにあつては欠ける面があると思ひます。今日まで政府は資本自由化、貿易の自由化、この政策は一貫して進めてきています。その結果、国際的に一体どういふ現象が起きているかといふと、つまり発展途上にある国々では、これは衆議院でもわが党から問題として取り上げた特恵関税の問題があるでしょう。発展途上国からはこういう問題が提起されている。それから今度は、一面、先進国のほうからは貿易、資本の自由化促進といふことでどんどん逆にわが国は攻められていく。片や特恵関税の早期実施をしない、これは韓国あたりでも言っているでしょう、このことはね。こういう国際的には大きな問題が存在をしてくているといふのが現状なんです。だから、私は極端なことを申し上げますけれども、もはや今日の中小企業といふのは、わが国の内政では——先ほど来、いろいろあなたの方と意見をやりとりしておつたのですが、全くないとは言わぬけれども、五〇年代の後半と六〇年代を指向した政策であるために、七〇年代に向けては何もないわけですから、ある意味においては、わが国の中小企業は、最近ではやや幾つかの手だてがあらまするけれども、まだまだ内圧をされている。だから、この点では、佐藤榮作君が内政を充実するといつたつてその簡単にいっていい。逆に中小企業は佐藤内閣の政策によって圧迫を受けている。一方

においては、いま申し上げた二つの面で外圧を受けている。板ばさみにされている。中小企業といふのは、わが国の圧力と外国の圧力のはさま打ちになつていく。だからこそ中小企業といふのは今日重大な危機にさしかかつて、いやおうなしに転換点をどこかで求めなければならぬ、こういう状態になつていふんじゃないですか。私は、こういう認識を持っております。中小企業を扱う場合に、この認識をきつとお互いに統一をして、その上立つて意識を高めて、広めて、深めなければ中小企業の問題は解決しない、こう思ひますが、次官どうですか。

○政府委員(大野明君) 先ほど来、いろいろと中小企業に對してあらゆる角度からの御発言があつたのであります。ただいまの御発言は、要するに資本の自由化とか、あるいは貿易の自由化とか、そういうようなことについて、いわゆる今日内外から中小企業は圧力を受けているのじゃないかといふことでありますけれども、私どももいたしまして、でき得る限りそういうことがないように努力を払つておるつもりではあります。が、いかんせん、なかなか複雑な形態のものを可及的に是正するといふことが至難であるために、非常に御不安な点もあつた。また、事実そういうようなことで、昭和四十三年度あたりは非常に倒産が多かつた。四十四年度は幸いまあまあというところでありましたが、本年、四十五年年度においては、御承知のように、金融の引き締めというふうな状況から、将来どういふふうになるのか非常に心配しております。しかしながら、近年、技術革新その他においても、また、その勤労者の勤勞意欲、あるいは今日においては一億総勤勞者とも言える日本の現状から言つて、そういう意味の努力において解決できる面もたくさんあるといふふうに私は考えておる次第です。

○古田忠三郎君 いま次官から答へられたが、認識の点はそう変わらぬと思ひます。そこで、その上立つて変わることがないようにさらにとらふというふうなことで、その議論をもう少し先に進めてみるとうなるかといふと、いま起きている問題は確かに倒産件数ではある一時期から見ますと少なくとも減つてきている。その面ではよい方向には向かつていますけれども、やつぱり停滞分野といふものがたくさんあるわけですね。たくさんといふことは、もう中小企業においてはほとんどということですね。だから、いまの大野次官の意見をそのまますたに認めて議論を展開させると、あなたのほうは政府を担当しているわけですから、政府の責任において勇気を持って育成、助長、助言などなどの諸般の施策を確立をして、この停滞分野といふものの中には幾多の要素があります。また多種多様な形態も出てくるのであります。それから、そういうものをやつぱり成長分野に転換させるという政策を政府は責任を持つてすみやかに整備をしてまいらなければならぬといふ答えになるんです。この議論を展開させれば、しかし、こういう問題は、冒頭に申し上げたように、これは商工委員会、通産省あるいは経済企画庁の分野になりますから、きょうはやめて、これ以上の議論の発展は私は後日に譲ることになります。したがつて、せっかくこゝまで認識論をやつてきたわけですから、労働省としてのこれについての今後の施策の踏まえ方について、私は一言だけ要望しておきたいと思ひます。

それは、労働省の分野は確かに三つの柱の一つでしかありませんから、もとより、その中心といふのは労働力の確保、産業人の育成、いま出されている法律もその一つでありますけれども、労働者の福祉を増進していくという諸般の政策といふものが当面の一つのやつぱり政策として整理をしてまいらなければならぬ問題だと、こう思ひますが、少なくとも、労働省といふことも、七〇年代に労働政策上持たなければならぬ幾つかの政策といふものは、いままでのような助長であるとか、助成であるとかといふものだけでなく、いままで私が程度申し上げてきたような、その認識に立つて労働問題といふものをまっ正面かららふつたような、こういう正面から取り組ん

だ政策でなければならぬ、こう私は信じているんです。それがゆえに、これからの政策をつくり上げていく場合に、ぜひともそういう方向でとっていただきたい。これが一つ要望です。同時に、労働省のこれに対する決意というものをこの際聞かしていただきたいと思うんです。それから漸次本論に入っていきたいと思ひます。

○政府委員(松永正男君) ただいま御質問になりました七〇年代の政府政策の中におきまして、労働問題を正面から取り上げて施策に反映させていくということに對しましては、私も微力ではございますが、その決意でおるわけでございします。私も労働行政を戦後始めましたときにおきましては、何といひましたも、失業者の対策ということが最大の課題でございました。三十年代までのわれわれの政策というものが、重点といたしましては、職を得られない方々にどうやって職を与えるかということに最大の重点を置いてきたことになりました。しかし、御指摘のように、労働力不足ということが深刻化してまいりました。そしてまた、国際化時代ということとで外国との関係が非常に問題になってくる。それも単に先進国との競争ということだけでなく、いわゆる発展途上国に對していかなる援助をし、そしていかに対処していくかという一面を含めた国際化の問題があるわけでございます。そういう環境の中で、今後、労働力問題を中心にいたしまして、労働行政というものが政府政策の中で占めるウェイトがますます大きくなつてくると思ひます。当委員会は、先方の御指導も得まして、私もともいたしましては、今後の新しい時代における労働政策に御指摘のような決意で積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○古田忠三郎君 局長から、労働省を代表して決意を述べられました。まあその程度にしておいて、具体的にこの法律に關係する点で二、三、この機会に尋ねておきますが、事業所の数であるとかあるいはそれに働く労働者の数、先ほど言つたように、販賣高等々の比率は、わが国経済の中で

はその果たす役割りというものがどんなものであるかというところは、計数的にも明らかに示されてゐると思ひます。そこで、その果たす役割、占める比重はさることながら、中小企業は、今後の課題として、再三言うようにだけれども、七〇年代の変化にこれらからどう対応できるかどうかというところが一番問題だと思ひます。その問題の解決、解明といひますが、そういうものいかにかんによつてはわが国の経済に重大な影響を及ぼすものだということだけは、これはどなたでも一緒だと思ひます。この白書をずっと読んでみると、この白書には政策めいたものは何もないけれども、出てきているいろいろな幾つかの中で教えられる面があります。将来の指針といひますが、方向を定める上において非常に教えられるものがある、今度出された白書の中ではね。ですから、この点は、当然政府は政策を早急に整備していくということに結論づけられるのであるけれども、この際、中小企業の場合は、具体的に業種、業態、規模に應じて正しい正確な方向といふものを積極的に、ただ進捗の責任だとか、労働省の責任だとかあるいは経済企画庁の分野だといふようなことではなくして、先ほど来言つてゐるうちに、中小企業の労働者といふのは七・七・一を占めてゐるわけですから、その労働を担當してゐる労働者といふと、一緒に進めるようにやつてもらいたい、そうならなければならぬ。あなたがいま決意でそういう方向のことは示したわけですから、あえて答をここで重複して求めようとしなくていいけれども、そういう考えを私持つてゐる。そのためには、一つの例を申し上げますけれども、政府だけの私は責任を言ひんじやない、この際は、中小企業の諸君も、中小企業自身も自主的に七〇年代の急激な変化に對応できるように、自力でできるようなことに中小企業の諸君もやっぱり努力して、ならわなきやいかぬ。そうすると、どういふことになるかといふと、努力するためには幾つかのまた中小企業自体も問題が出てきますね。金融

の問題であるとか、あるいは先ほど言つたように事業量の問題、つまり仕事量をやはり提供してやらなきやならぬという問題、そういう關係が出てくる、中小企業と政府の中でですね。労働の問題では労働省との關係が出てくる。出てきますね。だから、中小企業が自主的に努力をするということとは何かといふことになれば、自助努力といふことになると思ひます。これに對して一体政府が、先ほど言つた今度一面のとりえ方に戻るわけですが、どういふ補助を具体的に与えていくという考え方を持つてゐるのかといふことを、これは労働面であつて、こうです。

○政府委員(松永正男君) 先ほどの御答弁申し上げた際にも一部触れたわけでございします。現在、労働省におきまして、中小企業關係につきましては、いま御指摘のようなみずからの努力によつて質を改善し、自力をつけていくということに對しまして、いろいろの角度から助成を行なつております。まず第一は、中小企業につきましては、特に集團をとりえまして、この集團の中におきまして、相互協力によりまして労働管理の改善を行なつていく、そしてまた労使關係の安定をはかるというふうな事業に對しまして約二億円でございしますが、計上いたしました補助をいたしております。これについては、都道府県が同額を負担をいたします。このため、中小企業の集團に對しまして、都道府県から四億円の補助金が出ております。

それから、このたまたま御提案を申し上げております共済制度につきましては、國庫の補助を九億五千万円計上をいたしております。この中小企業の退職金共済の仕事をやつてゐるわけでございます。

それから事業内訓練の助成につきましては、先ほど申し上げましたように、二億六千万円を計上いたしました。みずから訓練をやるといふことについて國から運営費等の助成をいたしております。

それから中小企業退職金共済事業團におきまして、中小企業から掛け金を徴収をいたしております。

すので、還元融資という形で約二十億円の融資をいたしております。

それから雇用促進事業團におきまして、これは大企業も対象になりますが、対象は主として中小企業になっております。実績におきまして主たる部分が中小企業でございします。融資をいたしまして、百七十億円の融資をいたしております。

それから、そのほか安全衛生關係におきまして、約二十億円の安全衛生施設に對する融資をいたしております。そのほか雇用促進事業團あるいは都道府県、市町村等におきまして、たとえば勤労青少年のセンターであるとかあるいは勤労青少年ホームであるとか、あるいは働く婦人の家、こつたような外側からする政府、地方公共團體が設置する福祉施設、これも毎年計上をいたしております。

以上が大体労働政策の面からいたしますところの中小企業に對する助成ないし援助の施策でございます。

○古田忠三郎君 いま答へられた点は、ちよつと私が聞いたのは多少方向が變つた答へ方なんです。いまの答へは、中小企業の労働福祉政策といふものをどうやってゐるのかといふことについて、いままでやつてきたこと、これからやろうとすることを言われた。それはそれでいいんですが、ただ、その中で、還元融資の話がいま出ましたね。労働省とすれば、還元融資より道はないわけですね。私の聞いたのは、中小企業の自助努力に對して政府はいろいろ援助をするかといふことを聞いたのであつて、労働省としては、いまあなた答へられたことではないのです。これはちよつと大事な問題になってきます。これはちよつと大事なことです。あとで還元融資について聞きますが、一般論として、たとえば金融の問題では、中小企業金融公庫で貸し出すことになってゐますね。この問題だつて、ずっと先ほど来の認識に立てば、当然貸し付け限度額を引き上げるとか、あるいは利率がものすごく高い、償還が短期ですよ、七年だ。貸し付け金もたしか一千五百万が限

度でしょう。これでは中小企業を救う道なんという事にはならないし、中小企業の問題を本質的にとらえて、金融面でも、つまり不利を補正するという原則には全然もっていません。これは、あなたのほうの分野でありませんか。言いませんが、たまたま、あなたからいま還元融資という話が出たから、あとでこの問題は利率の問題であるとか、償還の問題で聞きますが、私の聞いたのは、そういうことも含めて政府全体として、労働省として、この自助努力というものが——その責任は中小企業者、中小企業自身にもある、政府だけじゃない。だから自主的にこれからやるだろう、そうするとか幾つかの問題が出てくる。その場合に、さきのほうに戻って、育成強化、助長、助成、助言等のたてまえに立つて、どういう具体的な援助をするのか、こう聞いた。だから、労働省の関係はそれでいいですから、労働省はこういうものを持つていて、これは先ほど言ったように、自助努力に対する援助をしていないということになりませんか。でも、まだそれは予算は少ないです。ですから、私は、幸い労働省の大野次官がいるので、奨励する意味で言うのですが、もっともつとやっぱり大蔵省に対して、労働者というものは産業経済の柱であるという点を主張して予算づけをやるべきだと思ふ。そのことを含めて、私が真正面から取り組まなければならないという事は、使ったのはそこにあるわけです。こういう点ひとつ留意しながら努力してもらいたいと思ふ。

そこで、具体的に、この法律は改正点三つよりありませんから、伺ってまいります。第一点の問題のその前提として、加入事業主の数が十七万人、従業員数約二百五十二万人、こういう実績をあげていまして、この法律の理由説明の中には書いてある。そこで、加入事業主の数が十七万人ですから、大体十七万事業所と、こういう理解でいいのかわかりか、もうちょっとこのところを、先ほど私は白書で調べてみたんですが、白書だと九九・三%になっておりますね、従業員については七七・一%になっておりますから、それから見

ると、どうも、ここではたいへん実績をたたえているような意味の文言が書かれておりますから、そういうものになっているのかどうか。白書との比較でけっこうです。加入事業主の比率はどくなっているか。それから二百五十二万という数は、この七七・一%に相当するというのは二百五十二万人というものではない、中小企業の従業員の数というの。つまりこの加入の率で、普及率といいますが、そういうものをもうちょっと詳しく聞かしていただきたいと思ふ。

○政府委員(松永正男君) ただいま御質問になりました数字は、中小企業退職金共済事業団と建設業、清酒製造業、これが入っておりますので、それを合わせた合計数字でございます。全体の事業所との比率がどうかという御質問でございますが、中小企業白書等にも掲げております中小企業数は四百六十一万でございます。私どものほうでやっております中小企業退職金共済法におきます対象事業所としての基準は三百人をこえないもの、それから金融、保険、不動産、卸・小売りというような業種においては五十人をこえない、こういうふうになっておりますので、それだけの統計はございません。この総理府の事業所センサスをもとにいたしまして、この中退法の対象事業所がどれくらいあるかと推計をいたしますと、総事業所数は、先ほど申し上げた数字でございます。この中で、この法律の対象になるであろうという企業を一応推計いたしますと、百五十万くらいに相なります。それから従業員数におきましては二百六十九万二千人、こういうふうな相なっておりますが、先ほど同じような推計をいたしますと、この法律の対象になるであろうと考えられますものが約千二百万人——千百九十七万人という推計が出ます。それから現在、先ほど御指摘のこの退職金共済に加入をしておりますものと比較をいたしてみますと、企業者数では七・四%、それから従業員数では二・八%といふような数字に相なります。

○吉田忠三郎君 いま答えられたように、推計でありますが、片や事業所数において七・四%、あるいは人員数にして二・八%、こういうことになりますれば、創設されてから十年ですか、十年の経過の中では、やや普及率は鈍化の傾向をたどっているのではないかと、この数字だけ見れば考えられるのです。もしそういう傾向があるとすれば、どこに一体問題があるのか、あわせて聞かしていただきたい。

○政府委員(松永正男君) ただいまこの対象となるべき総事業所数との比率を申し上げたわけでございますが、この制度のたてまえにいたしましては、独自の退職金制度を持つておるところは、それをまず充実してやっていただく。そして自力では持てないところ、したがって、対象としたしましては、中小企業の中の特小規模零細というところから退職金制度を持つておりませんので、そういう方々に加入して利用していただく、こういうことになるわけでございます。そこで、制度発足いたしました十年前と比べますといふと、独自の退職金を持つておる事業所の割合が四十一年度で三十人から九十九人というような規模をとって見ますといふと、七五・五%のものが退職金制度を持つておるということでございます。調査というところであらわれておりますのは、それが八八・四%は退職金制度を持つておるというふうな数字になってきております。ただ、この数字は、制度の調査にいたしましては、この中小企業退職金共済に加入しているものも退職金制度を持つておる中に入りますので、全然持っていないものというのは一・六%、この三十人規模から九十九人規模であるわけでございます。そこで私どもの対策の方向といたしましては、こういう持っていない層をできるだけこれに加入していただいて利用していただく、こういう観点から見ますといふと、大体企業数で四割はカバーしておる。六割はまだこれから入れていかなければならぬ。それから従業員数では五割三分くらい、

五三%くらいカバーしている。そうすると、あと四七%ぐらゐの従業員の方々にこの制度を利用していただくということになりますといふと、非常に私どもとしては好ましい結果になるといふような数字に相なりますので、おっしゃいましたように、まだまだ全然退職金制度を持つていないという事業所や、あるいはその恩恵を受けていない従業員の方々、これに向かしまして今後拡大していくという努力をいたしたい。その数量的な感じをいたしましては、さらにもう半分入れていくということが必要ではなからうかというふうに思っています。

○吉田忠三郎君 わかりました。そこで、未加入のものが六〇%、それから従業員数にしても四七%、そうしますと、なおかつ、残り二百五十万人くらい残っておると思うのです。そこでこういう人々を救うために、加入していただくために、どういう手段をこれから用いて加入促進するのかわかりたい、これがやっぱり一つの問題だと思ふのです。

その考え方と、それからもう一つは、独自でこの退職金制度というものを持つておる事業所もあるわけですね。しかし、その場合に、ややもすると、私どもは多少存じ上げていますが、中小企業の退職金制度を持つておる事業所といえども、きわめて少ない退職金制度である。それはこの法律から除外されていきますから、したがって、この法律だつてまだまだこれで満足すべきものじゃないね、百数十万ですから。ですから一般公務員やあるいは大企業と比較すると、まだまだ格差があるわけですね。その格差論議はやめますがね。つまりこの法律で適用されていないものは、適用除外されているものは独自で退職金制度を持つておる事業所と、こういうことになれば、この法律より以下のところがあると思ふ。これに対する指導と調整をどうするか、この二点だけ、簡単にいいです。

○政府委員(松永正男君) まず最初の加入促進でございますが、これは私どもの行政ベースにおき

のを、四百円から四千円というふうに改めし
た。そこで中間あたりの数字で見えますとい
うと、たとえば掛け金を毎月千円かけること
といたしまして、二十五年勤続をいたしたと
八十二万四千七百四十円でございます。それ
から三十年勤続をいたしたとすると、百十八
万七千五百三十円という退職金の給付をす
ることになります。それから最高四千円で見
てみますと、二十五年勤続で三百九十九万
一千七百四十円、それから三十年勤続をいた
しますと、四百五十九万八千五百三十円とい
うような退職金の支給ができるという制度
に相なるわけでございます。

それから第三点といたしまして、還元融資
の問題でございます。先生おっしゃいました
趣旨が非常に大事だと思つたわけですが、そ
で先ほど申し上げましたような、従来、大
体資金の一割程度は還元融資あるいはまた
府県等、中小企業のために福祉施設をつ
くる、その起債の引き受けといったような
ところに充てておるの、でございます。ところが、非常にここに
つらぬき事情がございます。まして、この
退職金の制度は、先ほど御指摘になりました
ように、保険方式でやつておられまして、
お金を積み立てて、その積み立てたお金を
元利回り六分二厘五毛で回しまして、そ
うしてその元利合計に国庫の補助金を足
して支給する、こういうやり方でございます
。そこでその運用というところが非常に重
要になってまいりました。六分二厘五毛が
予定でございますが、できるだけこれを高
利に回しまして、そうしてその退職金給付
が支障なくいけるようにということを考
えておるわけでございますが、そういう観
点から考えますと、最低限六分二厘五毛を
確保するということが至上命令になるわけ
でございます。そしてその条件で、還元融
資の利率というものが、この中退事業
団の場合にはやや高うございまして、七
分九厘というふうな利率になってござい
ます。そういう面からいいますと、ほか
のほうの利回りが上がりますと、そして
その六分二厘五毛を確保できる

という相関関係におきまして、低利融資とい
うに持つていきたい。で、実は中小企業
のほうからいろいろ注文がございまして、
従来、八分一厘というところでござい
ましたが、それではあまり高過ぎるとい
うことで七分九厘に引き下げたのでござ
います。そういう意味におきまして、六
分二厘五毛の確保ということが退職金給
付としては一つの命令になっておるとい
うことを踏まえて、そうして余裕金等の
状況を見て、できるだけこちらにも回し
ていくという中で、失業保険等の短期保
険におきまして還元融資を低利でできる
というのに比べますと、私どものは、非
常につらい面があるわけでございます。し
かし、先ほどおっしゃいましたように、原
資もだんだんとたまってまいります。先
ほどの第四の御質問に關連するわけ
でございますが、加入の促進をいたしま
して、四十五年度では、労働者数にお
いて三十万人程度の加入を増加させたい
という中で、いま計画を立ててやつてお
ります。その場合に、加入をいたします
方がどの程度の掛け金をお選びになる
かということでお金の入りぐあいが違
つてくるわけでございます。それから支
払いのほうも、もちろん高いのにお入
りになれば、あとで払うお金がふえてく
るということになります。けれども、そ
こいらを従来の実績等を勘案し、それ
というふうなことを加味しまして、三十
万人は獲得したい。その計算でまいると
いうと、今年度、四十五年度末におき
ましては七百四十八億円の資金がで
きるであろうというふうに見込んでお
ります。それから四十六年度になります
と、八十八億八千五百億程度の見込み
になる。四十七年度になりますと、一
千億程度の見込みになる。四十八年度
になりますと、一億程度の見込みにな
る。まあ、その辺までは見当をつけて
まいりまして、これを努力目標にいたし
まして加入促進をやつてまいりたい。そ
して、このよう資金がたまってまい
りました場合に、いま申し上げましたよ
うな条件であります。それを踏まえて、
還元融資等についても増ワクという方
向で考えてまいりたい。

いというふうに思つております。それ
から、次に福祉施設でございますが、こ
れは御指摘のごとく、私どもと事業
団の間におきまして、資金が相当で
きてまいりましたので、福祉施設を
やるべきではないかという議論を昨
年、一昨年等においてもやりました。た
だ、問題は、予定利回りの六・二五とい
うものをどう確保するか。労働者のた
めの福祉施設であれば、安値で利用し
てもらおうというところになるわけ
でございます。それで、いまの予定利
回りの関係をもつて、もう少し検討し
ようじゃないかというところで、問題
意識として持つておるのでございま
すが、まだそういう面を検討してお
るというのが現状でございます。

○古田忠三郎君 他の委員の質問もあ
ります。これと終ります。還元融資を
する場合に、非常に喜ばれているわけ
です。中小企業の諸君から、ところが、
あなたの答へでも申されたように、
非常にその運用がむずかしいとい
うので、運用がむずかしいと言
うのは、大蔵省なんですよ。そう
で、この制度で、しかもこれは保
険制度です。言つてみれば、退職金
制度共済なんという、「共済」はつき
ません。共済制度じゃなくて保
険制度です。制度上のことは言
いませんが、しかし、みんな中
小企業の人々は、さきほど大企業
との対比、比較の中で、先ほど
来、いろいろな議論をしてきたよ
うな不利の補正はやらなければなら
ぬというとき、日々の収入も少ない、
賃金、手当についても少ない。そ
ういふ中から、今度は二百円が四
百円に、二千円が四千円になった
という、ちよと倍になったと思
うのですが、負担能力というの
にかなりばらばらな限度があると思
うのです。だから、あなたのいまの
推計で、三十万人くらい新規加入
をして、あるいは四十七年につ
いては大体一千万くらい増加が見
込まれるであろうというの、は、あ
くまで推計なんです。けつこ
うだと思ふが、たいへんだと思
うんだ。そういう

苦勞に苦勞をされて、家計を詰
めながら、人並みの生活をさら
にさいてこの退職金制度の中
に何とか、やはり将来のこと
だつて考えますから、加入
していく。そういう貴重な
大衆から集められた資金だ
と思ふ。だから、運用面にあ
たって、本来は、やはりそれ
は労働者が主として持つて
おるべきであらう。ところが、
然るに保険でもないので、そ
れを制度が保障制度のよう
なことになるもので、すなわ
ち結局、大蔵省の資金運用
部資金の中に入る。入るもの
ですから、いわゆる公共事業
団体に対する融資のワクがど
うだ、ひいては、せつかく
の貴重な資金を集めて出した
金も、働く労働者の労働福祉
の施設につくので、このところ
はぜひひとつ、先ほど来言
つておるうちに、労働省は、
やはり労働というの、一つの
産業経済、企業の柱だとい
うことに力点を置いて、こ
ういふやはり還元融資のワ
クの拡大、あるいは中小企
業の労働者の福祉施設とい
うものを充実するようにや
らなければ、この制度だつて
中小企業の労働者に魅力あ
るものとする、ということな
んです。それから、施設もよ
くする、これはやはり魅力あ
るものにする、ということな
んです。そこ定着させたいとい
うことは雇用の面からみれば
ね。そういうものが多面から
錯綜されて、それが集約され
てくるので、さきほど、そ
ういふものがだんだん補強さ
れてきているので、ぜひそ
ういふところは、大蔵省の諸
君に、ただ単なる、簡易保
険の金である、とか、何
かの生命保険の金ではない、
本来、これは中小企業の育
成、中小企業の労働者の福
祉に使うべき金だ、こ
ういふふうなやつていかな
ければならぬと思ふんです。
しかし、その金が運用され
たからといって、ただで
はない。やはりそれぞれの
ものに融資したつて、労働
者の福祉の施設をつくら
なければ、やはり利子をつけて
貸して返してもらふわけ
ですから、この制度は、だ
から、そ

ういうやはり運用の点を、もつと本来の法律の趣旨に合致するような運用をしてもらうように私は要望しておきたいと思ひます。その答を聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(松永正男君) ただいまのおっしゃられた点は、一々もつとでもございませうので、運用におきまして、その意を体してできるだけそういう線で行けるような努力をいたしたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 簡単に二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

中小企業の問題につきましては、わが国の経済構造等に特殊ないろいろな面がありまして、常に議論の対象になる問題であります。したがって、真剣に中小企業の今後の近代化育成というものを強力に推進してまいらなければならぬというのです。そうして一環として、ただいまの審議されている問題もそういう内容に含まれてくるのじやないかと、こう思ふわけでありまして、もつともつと前向きに取り組んでいく必要があるだろう。そこで非常にふしぎに思ひますことは、年間、中小企業の納める税金というものは、私の記憶に間違いがなければ七千億をこすというふうに思われまゝです。ところが、中小企業の近代化、育成資金に要する費用というものは三百億前後、これではいつまでたつても中小企業を育成しようといつてもかけ声だけになる。私がなぜそのことを申し上げたいかといひますと、やはりできるだけ掛け金の負担というものを軽くしてあげるために、国庫の補助というものをふやしたらいかがなものであらう。中小企業の方々は皆々として働き、そうしてその中から血のにじむような税金を納められておるわけでありまして、多少でもそういう方面にまつとあたたい手を差し伸べるべきではないでしょうか。まずこの点から労働省としての御見解を伺つておきたいと、こう思ひます。

○政府委員(松永正男君) 先ほど吉田委員の御質問にもお答え申し上げたわけでございますが、基本的な認識におきましては、日本の労働者の生活

というものがより向上するというのがわれわれの労働政策の一番の基本になっておると思ふのであります。その労働者の生活向上ということが即国民の生活向上と一体不離であるという観点からいたしまして、日本の政治の目的とも直結するといふふうに思ひます。なお、先ほど来、お話が出ましたように、労働者数におきまして七七一・一〇というものが中小企業に働いておられる方々であるといふことは、すなわち中小企業に働いておられる労働者の方々の生活が向上するということ、それが国民の生活の向上になるわけでございます。

で、ただいま税金等の御指摘がございました。それから中小企業対策にどういふくらゐの力を入れておるかというお示しがあったのであります。が、私どももいたしましては、産業官庁とも連絡をいたしまして、中小企業の体質の強化という面を、それから大企業との間の格差があるものを、できるだけ埋めていくという両方の施策を今後充実していかなければならぬといふふうに考えております。先ほど御説明を申し上げましたように、労働面からいたしましては、いろいろな角度から中小企業の労働管理の改善の対策、あるいは御審議を願つております退職金共済の制度、あるいは事業内訓練の助成、あるいは労働省関係の機関による融資といったようなものや、つておるわけでございますが、これで十分だといふものではございませぬので、先ほど事務次官から御答弁申し上げましたように、これらの施策をますます充実するといふ方向で努力していきたいと、こう考えております。

○渋谷邦彦君 私は、特に国庫補助ということに限定いたしまして、その面で強力にやつていただきたい、先ほどの説明は十分理解しております。次に、中小企業退職金共済制度、この加入事業所の定着の効率はどういふふうになっておりますか。

○政府委員(松永正男君) 中小企業退職金共済事業所におきまます実績を見ますと、大抵年間事業所数において一万くらゐの事業所が加入をし

てきております。それからその累計におきまして、四十四年末までに約十三万六千の企業の方が加入しておるわけでありませうけれども、そのうち二万三千の企業の方が脱退をしておるという状況でございます。現在、在籍をいたしておりますのは十一万三千といふ数でございます。それに建設、酒造といふようなものを入れますと、先ほど吉田先生の御指摘になりましたような数字になるわけでございます。

結局、大体いままでの実績では、年間一万入つて約二千脱退というふうな実績でございます。結局二百五十八万人といふ方々がこの制度に入つたわけでありませうけれども、そのうち、十年間に約百四十万人脱退をしておる。そして現在百五十四万人といふのが実績でございます。

○渋谷邦彦君 いまの御説明を伺つておりますと、せっかく加入をしてもおやめになる方が非常に多いという印象を受けるわけでございますが、その主たる理由は何でございませうか。いろいろな要因があるだろうと思ひますが、こまかくおしやる必要はございませぬが、主たる要因はどうかといふところにあつてやめていかれるのか。また同時に、そのやめた方が再加入をなさつてゐるかどうか。

○政府委員(松永正男君) 企業として脱退をいたしましたものと、それから労働者のほうで脱退をいたしましたものとちよつと性質が違つたわけでございます。企業として脱退をいたしましたのは、結局この制度に入つたけれどまた抜けたといふことで、私どもとしては、これを入つた以上は利用していただくという方向でこれはやらなければならぬ。その中にいろいろな原因が、たとえば企業がなくなつたといふような点もありますが、企業はやつておつたこの制度で脱退したといふ点については、私どもとしては、十分これは対策を講じて、あるいは反省すべきは反省しなければならぬ面がございませう。それから脱退と申しましたのは、退

職金をもらつてやめた人も入つておるわけですが、私がいまして、従業員の方はこの目的が要するに退職金支給でございませうので、脱退者が多いといふことは必ずしもそれは悪いことではないといふふうに思ひますが、ただ、制度が始まつて以来十年にしかありませんので、そうしますと、短期に加入をして短期にやめた人が多いわけでございます。その辺につきましても、やはりこの制度が、たとえば先ほど読み上げました三十年になると何百万といふ数字がございませうが、この制度が動いていまして、二十年、三十年といふふうなところ、そうしてその短期の脱退者が多いということになりますと、やはりこの制度そのものについて問題があるのではないかと感ぜがいたします。そういう意味におきまして、この制度が非常に長期の制度なものですから、制度が発足いたしました最高齢の人がまだ十年でございませう。そういう意味では短期脱退者が多かったといふことはいろいろな角度から検討してみなければならぬと思ひます。それから退職金をもらつてやめられた方は、一応やめたときにもらへたといふことで目的は達成したといふことになつたと思ひます。

○渋谷邦彦君 脱退の理由が何か明確を欠くようなお答えであつたような気がいたします。やはりいまおしやられた中に、總括的には制度上に欠陥があるのではなからうか、その点については十分反省の余地を残しておるというふうに受けとつたわけでございます。そうしますと、この制度そのものがそういう状態であるならば、近い将来において根本的な改正を試みる用意があるのかどうか、これはむしろ労働大臣に伺つたほうがよろしいかと思ひます。

○国務大臣(野原正勝君) 御指摘のとおり、どうも定着率はなほ低いといふこと、これをもつと魅力あるものにするには、やはり国の負担等をもつてやるべきだと思ふのでありますが、そういう面ではいろいろ御議論はあると思ふのでありますが、今回の改正によりまして二百円を四百円、倍にしたとか、いろいろな面で一歩前進という形を見

てきております。それからその累計におきまして、四十四年末までに約十三万六千の企業の方が加入しておるわけでありませうけれども、そのうち二万三千の企業の方が脱退をしておるという状況でございます。現在、在籍をいたしておりますのは十一万三千といふ数でございます。それに建設、酒造といふようなものを入れますと、先ほど吉田先生の御指摘になりましたような数字になるわけでございます。

結局、大体いままでの実績では、年間一万入つて約二千脱退というふうな実績でございます。結局二百五十八万人といふ方々がこの制度に入つたわけでありませうけれども、そのうち、十年間に約百四十万人脱退をしておる。そして現在百五十四万人といふのが実績でございます。

○渋谷邦彦君 いまの御説明を伺つておりますと、せっかく加入をしてもおやめになる方が非常に多いという印象を受けるわけでございますが、その主たる理由は何でございませうか。いろいろな要因があるだろうと思ひますが、こまかくおしやる必要はございませぬが、主たる要因はどうかといふところにあつてやめていかれるのか。また同時に、そのやめた方が再加入をなさつてゐるかどうか。

○政府委員(松永正男君) 企業として脱退をいたしましたものと、それから労働者のほうで脱退をいたしましたものとちよつと性質が違つたわけでございます。企業として脱退をいたしましたのは、結局この制度に入つたけれどまた抜けたといふことで、私どもとしては、これを入つた以上は利用していただくという方向でこれはやらなければならぬ。その中にいろいろな原因が、たとえば企業がなくなつたといふような点もありますが、企業はやつておつたこの制度で脱退したといふ点については、私どもとしては、十分これは対策を講じて、あるいは反省すべきは反省しなければならぬ面がございませう。それから脱退と申しましたのは、退

職金をもらつてやめた人も入つておるわけですが、私がいまして、従業員の方はこの目的が要するに退職金支給でございませうので、脱退者が多いといふことは必ずしもそれは悪いことではないといふふうに思ひますが、ただ、制度が始まつて以来十年にしかありませんので、そうしますと、短期に加入をして短期にやめた人が多いわけでございます。その辺につきましても、やはりこの制度が、たとえば先ほど読み上げました三十年になると何百万といふ数字がございませうが、この制度が動いていまして、二十年、三十年といふふうなところ、そうしてその短期の脱退者が多いということになりますと、やはりこの制度そのものについて問題があるのではないかと感ぜがいたします。そういう意味におきまして、この制度が非常に長期の制度なものですから、制度が発足いたしました最高齢の人がまだ十年でございませう。そういう意味では短期脱退者が多かったといふことはいろいろな角度から検討してみなければならぬと思ひます。それから退職金をもらつてやめられた方は、一応やめたときにもらへたといふことで目的は達成したといふことになつたと思ひます。

ておるわけですが、将来はこの程度ではどうも満足できないんじゃないか、ほんとうに中小企業の退職金共済制度をつくるならば、もっと魅力あるものにして、進んで大ぜいの中小企業の方々がこの制度の中に入ってもらって、従業員の方々が安心して職務に従事できるという態勢には、まだ一歩どうも十分ではないような感じがいたしております。この改正の段階でそういうことを申し上げるのはどうかと思うのでありますが、どうもそこはまだまだ不十分だという感じがするのではありませんか、しかし、これは過去のいろいろな経緯もあり、審議会の御答申等も得ておったわけでございますので、今回はこれを御承認いただきまして、できるだけ早くもつと前進する方向を強力にひとつ推進すべきだと思います。おそろくこのままではいいとはいえないと思うのでありますが、一日も早くよりよい制度に改正を含めて一そう検討いたしたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 先ほど局長の御答申の中に、いわゆる未加入者の加入促進をはかるためのPR活動を将来とも怠りなくやっていると、それで窓口が商工会議所だとか、中小企業金融公庫だとか、そういうような組織を通じても絶えず行なっていくというお話がございました。しかし、もう過去十年間という一つの年月が経過しております。そのした時点で立ちまして推測できることは、やはりこのせつかくの努力をしていらつしやるにかかわらず、それがなかなか報われない、末端機構まで浸透が非常にいんじやないかという感じを非常に強く受けるわけですね。どだいお役所のPR活動というのは非常にへたであるというのが定説でございます。ですから、その点をやはり根本的に、せつかくいい方法であると標榜しながら、実は知らない人がまだ大ぜいいるということになったのでは、法の精神から、また制度上のためまええからいまして、もつたない話だと、こゝろ思ふのでありますけれども、実際に私自身これまでの質疑応答を通じて感じますことは、特

に考えていただきたいこの零細企業ですね。この零細企業の方々は、むしろ全然そういう制度自体あることすら知らないという人がほとんどではないかというのを心配するわけでございますけれども、特に零細企業というふうなワケを限って考えてみた場合に、どういふ問題があるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(松永正男君) おつしやいましたように、確かにPRがへたであるということとは、私も自覚をいたしております。ただし、政府直接でございますので、せつかく事業団を設立してやるわけでございますので、ここで大いにたくましく商魂を発揮してもらいたいということ、実はしりをたたいておるわけでございます。そして、特に零細企業にいまお触れになりましたけれども、この制度といたしましては、先ほど申し上げましたように、三百人未満というふうなことがほとんどで、実際に御利用願っておるのはもつとずつと零細のところが多々ございます。現在の企業規模別の分布を見ますと、四人以下の企業、ほんとうに零細企業でございますが、この方々が三十一％でございます。この構成比が、ですから、零細企業の方が非常に利用していただいております。それから十人までの方が二七％、結局、総体で見ると、二十人未満で八割を占めておる。こういうふうなことでございますので、零細規模の企業の従業員の方々から見ますと、非常にこれは魅力あるということでは言えるのではないかと。ただ、大規模になりますと、やはり力もつきますし、それから自分の退職金を持っているというふうなこともございまして、私どもとしては、この分布を見ますと、やはり一つの機能を果たしてあるという面がある。ただ、御指摘のように、まだまだ足りない面がありますので、これはひとつPRに力を入れます。ただ、問題は、相当先の話になるわけでございます。加入して掛け金を營々と積んでいかないと、十年先幾ら、二十年先幾ら、こうなるものですから、いまの経営に携わられておる事業主の方々が、どうしたら耳を傾け

てくださるか、ここが一番苦心の存するところでございます。

○渋谷邦彦君 事業団のこのパンフレットの中身を拝見いたしますと、解約条件が述べられておるのですね。その一つに、掛け金をかけることが著しく困難であると都道府県知事が認定したときと、こうある。中には、やはりいまのお話のとおり、自分の経営に手一ぱいで追われるような状態で、掛け金どころじゃないというふうな方々もございましょう。また、最近倒産が決して少なくないという状況でございます。表向きは仕事をやっている、しかし中身はもう倒産寸前であるところ、お金は従業員とちやんとかけていたと、いろいろなそういう条件が考えられるところのですね。そういうことを想定してみた場合に、掛け金の上で特に加入の割合が、零細企業の方々が非常に高いパーセンテージでございますので、二百円から四百円、二千円から四千円、これは決していまの物価という面から見た場合に高い掛け金ではないかもしれませんけれども、実際には、しかし、その立場立場に立つて企業を運営される方の負担というものは、やはりわれわれが想像するよりなものではないのじゃないかというふうに感ずるわけでございますけれども、その辺の御判断はいかがでございますか。

○政府委員(松永正男君) ただいま申し上げましたように、零細規模の方に非常に御利用いただいている。したがって、その企業の力も比較的弱いが多くというところでございまして、私どもとしても、掛け金の引き上げということについては、企業の負担能力というのを非常に考えたわけでございます。そこで、全体的な傾向をいたしましては、賃金の値上がり状況あるいは退職金の状況を見ますと、十年前に二百円であったものを最低四百円というのは決して無理でないと思うのでございまして、いま言われましたような事情がありますので、経過規定を設けて、どうして無理だという方は四百円に上げないでもやむを

得ない。ただし、その場合には労働大臣が認定をいたしました。おたくはやむを得ないという場合には、なお二百円でもできる道を開いております。私どもの希望としては、四百円に全部上げたのでございますが、対象が零細企業でございますので、そういう道を開いております。

○渋谷邦彦君 最後に、退職金の請求支払いというところが起こった場合、これは老練から聞くわけでございますが、将来ないことを願って、過去において不正というものは行なわれなかった。たとえばある人が退職をしたと、しかし、その人は退職金制度のあることを知らずに、どこか遠くのほうへ行ってしまったと、掛け金を事業主が着服したというふうな、そういうふうな過去における不正問題というものがなかったかどうか、また、将来においても絶対に起こらないという保証があるかどうか、この点はいかがでしよう。それだけお尋ねして私の質問を終わります。

○政府委員(松永正男君) 幸いにいたしまして、過去においてはそういう例はございませんでした。ただ、その窓口、銀行で扱っておりますので、この点につきましては、やはり取り扱ひ者のふだんの訓練といえますが、周知徹底ということが必要だと思いますが、厳正な、正確な取り扱ひのできるように、これはまあ日ごろ心がけておるところでございます。将来とも、そういうことのないように努力をいたしたい。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見がないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時二十四分開会

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

労働問題に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田忠三郎君 前回に続いて白ろう病についての質問をいたしたいと思います。

林野庁に伺いますが、林業労働力の確保という面でたいへんな苦勞をされていると思うのです。そこで、いままで十分な要員配置がされているのかどうか、こういう点、それから、その要員配置とあわせて、白ろう病患者が治療するにあたってどういう状態になっているのか、端的に言えば、要員配置の問題とからめて治療に支障を来しているのじゃないかということなんです。

○政府委員(松本守雄君) 第一点は、十分な要員配置ができておるかという点でございますが、一般的に見まして十分な配置をとっておるということでございます。

第二点の白ろう病の患者が発生すると、その交代要員についてどうなっておるかということでございますが、先般来、チェーンソーその他振動機械を使用する時間規制をいたしました。そこで、当然交代要員がいままでよりも要るわけでありまして、その交代要員の確保につきましては、目下研修を進めておりまして、事業執行上支障のないように補充を考えております。

○吉田忠三郎君 われわれは、この問題について委員会として現地調査しました。いま十分職員については配置をしている、それからもう一つは、時間規制をしたあとの問題として、できるだけ患者の治療等についても支障のないように努力しておる、こういうお話です。ところが、実際、人の問題を処理する場合は、各それぞれの営林署の署長が中心になってやるわけでしょう。昨年の暮れに時間規制というものができ上がったのですが、私どもの伺っているところでは、各営林署では人集めのためにいろいろやっていますけれども、今日のところではさっぱり人が集まっていけない。この現象は自衛隊と林業労働者、新聞紙上等によれば、つまり風俗営業をやっているようなところにもさういふ現象があるというところが書かれているのですが、それはまあ余談として、林業労働者はさっぱり集まっていけない。こういうふうにわれわれは何つていますが、この点はどうですか。

○政府委員(松本守雄君) 十二月に労働組合と協議が整いました。時間規制と交代制がきまりました。現在各営林局、営林署段階で実地の細部の協議を進めておると同時に、当局としましては、その補充要員の研修も進め、その研修をする場合にも前職の実績まで保障しながら研修をするというところもやっておりますので、逐次その体制は整うかと思っております。

○吉田忠三郎君 そうしますと、現状の計画、作業に影響のないようにしている、こういうこととでしよ、結論づけると。どうですか。

○政府委員(松本守雄君) まあ、一つの転換期に

ありますので、すぐさまというか、若干の移行する余裕期間が必要かと思っておりますが、おおむね年間を通じて事業を遂行するには支障のないような計画を進めるように努力をいたしております。

○吉田忠三郎君 その努力はけっこうですが、これはつまりある程度の猶予期間といえますか、これは過渡的経過期間ですとね、どの程度を見ているのですか、その期間を。

○政府委員(松本守雄君) もうすでに協議の整ったところもございますが、いま労働組合と協議中の現地もございまして、林野庁としましては、できるだけ早く労働組合の協力を得まして、その現地が具体的な実行方法を切りかえることを期待をし、指導もそのようにいたしております。

○吉田忠三郎君 林野庁の見解はわかりましたが、基準局長、これはひとり林野庁だけの問題だからといって、あなた方は投げやりにしちやいかぬと思つて。ですから、この間も大阪のガスの爆発事故があったために、あなたはこの委員会に出席しておりませんが、安全衛生部長が来ましたが、さっぱり明快な答弁になっていないし、辛うじてきょうはあなたが出てきていますから、関連して聞きますが、林業労働力確保という面はもとより、民間林業についても監督指導権は林野庁の長官が持つておりますけれども、やはり職業病、そしてまた安全に――労働力を確保するという面は、これは労働省にもあると思つて、さういふ面では、民間のみならず林野庁も含めてね。ですから、さういふ点で、この間以来、たとえば病気のもののいろいろな問題については振動の把握の問題、さういふいろいろな問題については、それぞれの学会あるいは研究機関等でも統一された見解というものはまだ出ていないけれども、さういふものについてもできるだけ早く統一させるということが必要だが、それはそれとして、労働省として白ろう病といふものの予防、それから林業労働者の安全と労働力を確保するといふような意味で、この際は国立の研究機関を設けて、それはどこが中心になろうともいいのですが、大体労働省が中心になつて

やらなければならぬと思う、職業病ですからね。さういふ機関に労働省、あるいは補償の関係は法律的には人事院がやっていますから人事院、それから林野庁、それと病気の厚生省の関係ですよ、職業病といへども病気の厚生省の関与です。厚生省も入って、さういふところで研究して、そして万全な施策というものを立ててまいらなければならぬのじゃないかというのを話しておつたのですけれども、人事院の職員局長は賛成してはいませんが、林野でも反対してはいない。一人あなたがいなから、あなたのほうの部長は何か何かかわらない答えを二、三回しまして、それ以上続けるわけにはいきませんからさういふに持ち越したわけですが、基準局長として、どう思いますか。

○政府委員(和田勝美君) ただいま先生の御指摘もありましたように、いわゆる白ろう病につきましては、まだいろいろの見解が統一されない、科学的に統一のできないものが多いといふことが、確かに先生御指摘の通りに、職場における職業病がないように安全が確保されるということが、今後は労働力不足といわれている時代がだんだん深刻になってくることでもございまして、企業、産業にとりまして非常に重大な問題だと、さういふ見地からしまして、ぜひ、林業にまつわるこの白ろう病というものの医学的な処理、あるいは振動に対する確かな把握というものの研究が早期にできまして、現実には白ろう病の予防に効果のあるようなチェーンソーの使用あるいはチェーンソー自体の改良といふことがどうして必要だと思つて、そのためには、いま御指摘がありましたように、林野庁、人事院、厚生省、それと私も労働省といふものがそれぞれの分野におきまして、総合的な力を発揮できるように研究体制をつくるということもぜひ必要だと思つて、相互の協力がどうして必要になつてくると思つて。私もさういふことは必要だと思つて、労働衛生研究所がございまして、この労働衛生研究所を来年で降総合的な労働衛生の研究機関に発展させた

い、こういうふうに思っておりますが、そういう中で各省の御協力を得てぜひ早く体制ができるようにいたしまして、林業における白ろう病が早く解決するようなことにぜひ全力をあげていきたい、かように考えております。

○吉田忠三郎君 やはり局長というのはなかなかいい答弁をしますよ。その答弁私よしとします。が、せっかくあなたまで答えてくれたんですから、問題の振動の許容量の問題なんです。御承知のように、このことについても、一九五七年ごろからこの問題が国際的にもあるいは国内的にもそれだけの学者なり、お医者さんが所見を出しているんですよ。この間、私ソビエトのものを参考に皆さんのほうにお上げをいたしました。このソビエトなどの基準というものは、必ずしもかなり高い水準のものとは言えないですね。その前に、日本だって三浦豊彦先生が出している所見もありますよ。それから北大の渡辺助教授の所見もある。その他チエコの基準もありますね。ですから、この中でいろいろわが国として研究した結果、どこの部分をとって日本的なつまり振動障害に対する許容量にするかということがまだきまらないというだけだと思ふんですからね。いま答えられたことが真実に取り上げられるとするならば、こういう問題も提起して、ひとりこれは労働省だけじゃないんですから、関係の省庁と一緒にそういう研究機関を持ち込んで、やっぱり統一したものを出してもらえるようにしたほうがいいんじゃないか、それが筋道じゃないか、こう思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(和田勝美君) 実は、労働省におきましても、白ろう病に関する振動の研究につきましては、研究委員会を設けて、労働科学研究所の三浦先生を座長のような格でお願いをいたしております。ただいま先生が御指摘になりましたように、三浦先生は三浦先生としての振動に対する限度の考察資料を、御自身の御見解を持っていらっしゃると思います。その他の先生方もそれぞれ御見解がありであり、あるいはチエコスロバキア、

スウェーデンとか、ソ連というところでもそれぞれあります。いま先生がお話のように、まさに日本の問題がいろいろあるように思ふます。そういう点からいまして、最近産業医学学会が終りましたが、産業医学学会でもこの問題が提起されて、ことし八月に世界標準機構の会議がジュネーブで行なわれますが、これらの結果を見まして、振動に対する限度の問題を学者の方々としてはさらに討論をしていこう、できるだけ研究の成果を統一したものにしていこう、いわゆる現実の行政の場で実行できるようなものをつくり上げたいという。それから御努力をいただいておりますわけでありまして、そういう御努力の成果をぜひ私も行政の上で反映するようにいたしたい、こういうことで心がけておりますので、いましばらくひとつ御猶予をいただきたいと思います。

○吉田忠三郎君 厚生省の医務局長さん、いま基準局長からかような答弁がありましたね。そこで、厚生省のほうの医学者というのはいくつ多いのですから、したがって、職業病の分野は労働省の作業になるとか、労働医学のほうなんだということじゃないに、ここまでできたら、そのことだけではないんですね。補償の問題とか、あるいは基準認定とか何とか、いろいろなことが含まれてきますよ、これから。だから、そういう点を展望したり、想定してみたりして、厚生省としてもそういう統一された、いわゆるそこが中心になるか別として、国立研究所で全部そこに入れて研究していくということについて、どういうふうにお考えですか、これは協力しなければならぬと思うのですが。

○政府委員(松尾正雄君) 厚生省でも、すでに前にも申し上げましたように、厚生省独自で経費を出しまして、この問題について研究班を組織した事例がございます。そういうことの歴史を見ましても、いま御指摘のように、こういう問題について各関係機関をあげまして一つの研究体制をつくるということであれば、当然それは医学的な面その他の面につきましても、最大限に厚生省も御一

緒になってやるべきだと思います。

○吉田忠三郎君 人事院の職員局長、この間あなたも賛成したのですが、こう全部聞いてみると反対がない。ところがいまの段階は、それぞれの分野で研究機関を持ったり、人事院の場合は補償の面であらえて研究している、あるいは諮問している。そういうことですから、それはそれとして、ここまでできたらやっぱりそういう問題を含めて一つのものとして洗いざらい出し合つてやること。この病気の撲滅に役立つんじゃないかと思うので、この間から皆さんのほうはそれと考える方違つていませんから、答える必要ありませんけれども、関係の機関は機関として、いまやっておりますのはそれなりに進めてけつこうですが、将来に向けてぜひひとつ、一つのものをつくることにいってそれぞれ——労働省が中心になると思います。が、協力し合つて努力をしてやらないといけないと思ふのです。いまのようなものと、厚生省は厚生省の所見が出る、人事院は補償の関係のみ出てくる、林野は林野の特殊性がある、ですから自主防衛の立場でやっている、労働省は安全衛生あるいは基準法の関係、こういうことになるとどうしても食い違つて歯車が合わない。ためにかなりわが国の場合はおくれしていますね。ですから、それをやはり回復し進めるために、いま直ちにというわけにまいりませんが、ここ三年くらいの間にもどを置いて、そういう機関をつくるというところについて積極的に協力を要請しておきたいと思ふのです。関係のほうに。そこでみなさんどうなすか、それから返事しているわけですが、そこまでいくなつてくると、次に単行制度というものが必要になる、いわゆる単行法ですね。それは規則にするのかあるいは法律にするのか、これは別問題ですが、再三言うように、ソビエトではこの振動の許容量の問題、国際的には依然としてまだその基準等については結論は出ていないんだけれども、法律、規則の改正をやったわけですから、四年前に。それをグラフで見ると、いま国際的に議論されたり、あるいはわが国内で議論

しているものより必ずしも上回っているとは見られませんが。しかし、そういうものを取り上げて、もうこの病気の先進国とでもいいたしようか、そこでは単独に、一般的な労働安全衛生の法律から切り離してやっていますね。だから、ここまで皆さんの研究機関を一つのものにして、そこで研究をして統一をした見解を求めるためにやるんだということになったら、私は、来国会なりあるいは次の国会くらいに、めでいいですよ、めどを置いて、やはりそういうものを制度的につくり上げて対処していくということにならなければならぬのではないかと思ふのですが、この間も、あなたのところの部長は、まだ依然として許容量がきまりませんからなかなか、のりくらりです。きょうさつつかみどころのない答弁をしていただんす。きょうさつつかみどころのない答弁をしていただんす。きょうさつつかみどころのない答弁をしていただんす。

○政府委員(和田勝美君) 先般、吉田先生からもソ連の資料をちょうだいいたしまして、私のほうも別途ほかの資料もあわせて、ソ連あたりではどういふことをやっているか、あるいはカナダ、東独でどんなことをやっているかというような研究も、文書的でございしますが、それなりにいま進めているところでございします。実はそういうような資料の集積と、学者先生の御意見を伺いまして、ことしの二月二十八日に「チエーンソー使用に伴う振動障害の予防について」という通知を全国の基準局長に出しますとともに、林業労働災害防止協会という民間の自主的な特別法に基づきます法人がございしますが、これにも通知をして、これからチエーンソーの使用に伴う白ろう病の防止についての一応の考え方及び指導方針を示したわけなんです。これの中心は、先生いま御指摘のソ連のものの中の振動の具体的科学的なことを除きましたものが大体盛り込まれておると思ひます。それに多少日本的な内容を入れておりますが、これでしばらく行政指導、行政啓蒙というふうなことをいたしまして、この中のものを逐次規則化する方向でもっていきたい、かように考えております。

そのめどはいつまでかという、いま直ちに申し上げられるほど行政指導は進んでおりませんのであれでございしますが、とにかくチェーンソーを相当長く使えば白ろう病になるという事ははつきりしているわけですから、それをいつまでも放置をするという事は許されることではございせん。できるだけ早い機会にいろいろのデータを取りそろえた上で、単独立法にするか、あるいは基準法に基づく安全衛生規則にするか、いろいろ考え方をそういう点で整理をしなければならぬと思ひますが、いずれにしましても、行政行為としてぜひ早く具体的な措置を講じて、必要があれば法令の制定も考えと、こういうことでやらしていただきたい、かように考えております。

○古田忠三郎君 どうもやはりここまできて歯切れが悪い。これはいろいろな意味が含まれております、必要があればという。それは、その意味はわからぬわけはないのですよ。患者のこれらの推移を見なければいけませんし、そういうこともあるんだが、この間、あなたらしいしやうなかつたですが、どの関係者に聞いてもこの患者が減る傾向にないのです。ましてや、あなた方はこれから民間の林業労働者の調査をやるんでしょ。いまのところは百未満になっておりますけれども、こんなものじゃないです。これはわが党でも、この間の近県で民有林の労働実態の調査をやつてはつきり出てきております。そういうものが、これは一局地だけの問題ですから、それを全国的に把握したらどうかと言っているんですから、やつたら出てくる。そういう趨勢にあることは間違いないです。そのことはわが国だけではないです。国際的にもそうだから、ソビエトでもあるいは西ドイツでも、東ドイツでも、他の国々でも、機械の振動の許容量をはじめとして、認定基準から何からいろいろなものをみな研究して、やはり法律なり、規則を必要として改めつつあるわけだ。ですから必要があればという、そういういろいろなものが含まれるようなことでなくて、必要があるので、絶対に。この機械を使用し

たならば、あなたのいま答へられたように、必ずと言っていいほどの病気になることは明かになつてきているわけですからね。ですから、いまのような確かに八項目の通達を出しましたが、あれをもつて対処したということにはならないですよ。たまたま、あなたは、これ以上放置できないというところまで表現して答へているから、私はそれでよしとするのだけれども、私は、いますぐと言つてはいるわけじゃないのですから、来年の国会に間に合ふなければ再来年の国会、少なくともそういうところをめどを置いて、目標を置いてやばりそういうものについての検討、研究していくということにならなければ、私は、はいそうですかということになりませんね。どうでしょうかね。

○政府委員(和田勝美君) 必要があればということとは、実はたいへん失礼でございまして、あれど味合ひで申し上げたわけで、決して必要があれば規則をつくる、法をつくるというよりな意味でなくて、必要は十分あると思ひます。ただ、どういう形で行くかということについては、実態調査の結果なり、今後の行政指導の成果なりを見ながら判断をさせていただきたいということとでございまして、そのめども、先生のいま御指摘のありましたようなところをひとつ私どもとしては努力目標にいたしまして、今後検討を続けさせていただきます、かように考えます。

○古田忠三郎君 そういうことならそのように了解しますよ。

そこで、もう一つ基準局長にお伺ひしますが、国有林の場合は、定期的な健康診断をやつております。ところがいまの基準法にもありますが、さして民有林の労働者の諸君は実態としてどうなっているかということなんです。これは「朝日」の三月二十四日に出た新聞です。この新聞で見て、あまり健康診断というのを行なわれていない。しかも、そのときに、患者としてたいへん今日の状況が生活面も含めて苦況を訴えた者が二、三いるのですね。その中で、健康診断は

一度もなかったと。この人は昭和三十五年からチェーンソーを使用していた。三十五年からいままでという十年間、健康診断を一回もしてない。これは林野庁長官も監督権あるわけだから、あなたのほうも責任あるが、直接的にはないとしても、これは基準法違反なんというもののじゃない、こういうことを訴えている。それからチェーンソーを使った場合に着目現象が出てくるということ、この人々は全部やはり承知して、いますよ、この調査の結果では。承知はしていますけれども、チェーンソーを購入する場合に、民間の場合は請負ですからね、昔の大工さんのように道具は本人持ち、こういう形がとられて、いまでもこの人々は自分で購入して行くのです。したがつて一日に二千元か、多くて二千五百円の賃金ですから、三十五年に購入したものをいまだに使用している。まだ満足なものじゃないにしても、林野庁で開発された振動の少ない新しいものが出てきていますね。そういう開発されたものを買い金がないために、依然としてこの古い三十五年に購入したチェーンソーを使用している。そこでわが党の調査団が見たのです。見たら、全然防振装置もついていないし、同僚がたぐさいる中でもない、そういうことを訴えているのです。だから、ここでやはり問題になるのは、民有林のこうした労働者に対して、振動が最大の原因になるのですから、振動を基本的には取り除いてやればいいのです。こういう点で、やはり機械の使用制限あるいは機械そのものの性能の検査といひますか、そういう制限基準、これはソビエトの規則はそこまですまじながら通達を出して、そこでそれを読み上げたのがね。あの通達の中には、しからばそういう機械についての規制というのとはどこにあるかというところからかえる点はない。ただ単に機械の整備をちゃんとしなさい、こういうことなんだ。整備というのは、機械というものはエンジンがついていますからね。潤滑油が

ちゃんと回っているか、あるいは始動する場合のプラグがどうなっているか、コードがどうなっているか、そういうことを機械を使用する場合に支障のないようにきちつとやるということが整備なんだ。こういう古いものを使つちやういけなやかあるいはそういうものは何時間使つたら適当かというところはあの中は書いてない。だから、あの通達は、その部分だけ見ると「さる」なんです。そういう抜けている点を一体これから労働省は、民有林に対してどういう指導監督するのか。それから権限を持つて林野庁長官はどういう指導監督をしようとするのか、この点、両方から聞いておきたいと思ひます。

ことに、基準局長には、少なくとも民有林の林業労働者についても、国有林の労働者ほどいかにくても、さしあたりは大体四月に一本くらいはやや強制的に健康診断を義務づけていく必要があるのではないか。そういうことをやらなければ、あなた方は民有林を調査して把握をしますと言つたつて把握のしようがないですよ。それからもう一つは、民有林のほうには、国有林より使っている機械の数も人間も多いのですから、したがつて、その機械を使つてゐる人々を今度の調査のときにあわせて調査をして、そういう機械を使うような人を登録制にしていくような形でなければ、完全に把握できないと思ひます。これに対して基準局長、どういう考え方を持っていますか。

○政府委員(和田勝美君) まず健康診断の問題でございますが、実は民間林業があつていふ状態でございますので、なかなかお医者さんが手近にないというふうなことがありまして、健康診断が確かに二十分だと思ひます。そういうこともございまして、労災保険の保険施設という形で、先ほど申し上げました林業防炎協会と協力をいたしまして巡回健康診断を実施しておりますが、これを仰せのよう、ぜひ強化をしてもっと密度濃く巡回健康診断ができるような体制を私どもとしてはつくり上げていきたい、かように考えております。先ほ

ど御指摘のありました通達におきましては、六カ月に一回は健康診断をされ、そういうふうに指導しなさい、こういつておられますので、私もとしましては、その通達が行き渡るような巡回健康診断方式の拡充ということをやつていかねばならないだろう、こういうふうに考えております。

それからチェーンソー自体が、いわゆる振動が少なくて扱いやすいものであることが白ろろ病を起さない非常に大きな要因でございますので、チェーンソーの選定ということも確かに重大な問題でございます。あまり長い間使しまして振動が大きくなつておるような、あるいは効率の非常に悪いものを相変わらず使うということは非常に問題があるだろうと、かように考えます。通達でも一応のことは書いてありますが、実は、きわめて抽象的にしか書いてございせん。それは振動の限度の問題がはっきりしないものですから、具体的な数字をあげて書けず、軽いものであるとか、作業条件に合致するバーを使えとかいうような、現地の指導では確かに困るような通知になつておることは、私もとしましては、非常に残念なことなものでございますが、そういう点のことについては今後の研究が進むに従つて、あるいは実地指導が進むに従つてこの中身をもつと具体的なものにしていきたいと、かように考えております。

それから把握の問題でございますが、確かに先生が御指摘になりましたように、民間では機械を自分で買つて自分で使うというような場合が多い、しかし、それが賃金が安いために買いかえる金がないという問題も確かにあると存じます。その点は、今度の実地調査で、ぜひそういう具体的な事実を把握していきたい。それを明らかにいたした上で、そういう状態であれば、先生のお話にありました登録制にせざるを得ないという問題も、実地調査の中で明確になつてきたものをつかまえて、必要があれば登録制のこととやらというような措置でいきたい。ただ、

登録といひましても、なかなか登録の前提の地固めが相当必要である。これらのことは林野庁の方が精通をしていらつしやいますから、関係省庁と十分連絡をとりまして、実地調査の結果を待つて有効な措置のできるようにいたしたいと考えております。

○吉田忠三郎君 登録制にする場合には、なかなかこれまたむずかしい問題があると、あなたの言う意味はそういう意味ですよ。それはいいとは言えないと思つておられるけれども、せっかく全体把握のための調査をやるといふならそのときにやればいいと、こう言つておられるわけですが、しからば和田局長、あなた方は、いままでに七十数名とか八十数名とか、白ろろ病患者を把握しておるとこの委員会で報告しましたよ。そうして、民有林における伐木作業に従事しておる者をどう把握しておるかと、冒頭、この問題を私の委員会でも取り上げたときに、民間労働者の中に大体二十五万とか三十万近い者がいるだろう、どういふ把握のしかたでその数を把握したんですか。

○政府委員(和田勝美君) 労働基準法におきましては、事業場適用届が出てまいります。それから、その範囲は基準法よりも狭まりますが、労災保険の適用を受ける事業場は届け出を出すことになつておりますので、この二つから把握して数値をこの前申し上げたわけでございます。

○吉田忠三郎君 数はその二つの面で大体集計して申し上げたということなんです。今度のあなたの方の通達では、つまりその従業員といひますか、作業員といひますか、労働者に対して機械の使用の指導、訓練等をも明記されておられますね。そうすると、必ずやその定めに基づいて、労働者のそれぞれの監督局はおそらく訓練とか指導ということになると、講習会とか何か——これはいろいろとではしやうがないから、そういう経験者とか、知識者を入れて講習会とか何とかやるのだと思ひます。そのときには、その伐木に従事しておる人々が出てきますよ。そこで登録をやつたらいとも簡単にいくのじやないですか、これはどうですか。

○政府委員(和田勝美君) そういうことをやりますときに、確かにチェーンソーを使用する方が出てこられる。いままで一応やりまして、十五万人くらいの方は一応把握しておられます。それをいわゆる法的な意味における登録といふかどうでいかどうかという点は、もう少し私も研究さしていただきたいということでございます。登録を決定して別に否定をして申し上げておるわけはございません。具体的なこういう人がチェーンソーを使って作業をしておる人だといふことが行政庁としてわかればいいわけでございますが、先生の御指摘もそこらところにあつたかと思ひますから、その点は、法的な意味における登録でなければならぬといふ点も、そういう点も含めてひとつ検討していただきたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 研究なさることはけっこうですが、ね。そうすると、原則的には、最近たといは自動車運転手も登録制にするという法律が出ておりますね。これは目的が違いますね。つまり労働者の質的な向上の面もあるだろう。まあ主としてそれでしようね。そういう法律が出ておるまですと、ところが、この場合は、もうしたままで把握されておらない民間林業労働者の中にたいへんな病気があつたわけですからね。その前提が一つにはこの病気の撲滅です。民有林の場合は一つはその患者の把握と、さらには予防措置を講じていかなければならぬ。その意味での登録ですからね。私は、この人々は喜んで登録に参加すると思ふのであります。これは、あなたは研究するといふことですから、研究の課題でけっこうですが、ね、やつてみたらいと思ふのですよ。そうでなければ、民有林の場合、完全な把握はできないと思ふのです。その後の追跡調査などはできないと思ふのです。これはどうでしょう。なぜ私はいまこういうことを申し上げるかといふと、この間の調査の結果——これは社会党の調査ですがね。参考としてここで申し上げますが、これは茨城県、久慈郡里美村里川といふところで調査した。そのときに佐川製材に勤務いたしておる者で

八木明君、それから大橋源次君、それから松栄製材に勤務いたしておる者で神永境君といふのがいるのですが、これは完全に白ろろ病患者であるといふことがお医者さんの診断ではっきりしてきています。ところがこの人々は、あなたが申されたあの数には入っていない人ですよ。これは調べてみてください。入っていない。ちよつとわずかに一所やつてこういうものが出てくるのです。そして、この人々はお医者さんに行つたところが、いま問題になつてゐる腕のしびれ、蒼白現象などが出てきた病気で、つまり通称白ろろ病だといふことを言われたけれども、何らこれに対する薬もなければ、言われただけで何の手当ても受けていませんといふ、これは報告なんです。こういうふうにわづかちよつとした一つの村を調査しただけでこういうものが出てくるわけですから、私は、的確に調査をして、さらにこの病気を撲滅をするという立場に立つたならば、登録をしたならば、事後の対策として、労働者としてもわりあいは対策の立てようがスムーズにいくんじゃないかと、こう思ふのですが、どうですか。

○政府委員(和田勝美君) 私どもが七十名ばかり把握しておると、こう申しましたのは、労災保険で医療を行なつておるものについて申し上げました。いまのような場合は医者が、特に薬もないし、治療もできないからというふうな場合ですと、この前申し上げました数字の中には入つてこないわけなんです。要するに、病気がいかに医師がしていないわけでございますので、しかし、それが確かに白ろろ病であるならば、それは放置をしておくのは、私もとしましては、確かに手落ちになることでございます。お医者さんのほうから見ても、この病気がなかなかしやうがないのだといふことを言われる、治療方法がないからしやうがないのだと言われる向きも、おそらく民間の開業医の中にはあるだろうと思ひます。それにつきましては、これは厚生省なんかと御一緒にこの白ろろ病に対する診断治療の研究が進んでいきま

事にしてもあるいは医薬品にしても、高カロリーあるいは高品位のものを使わなければならぬとなつてゐるわけです。そうすると、勢い金がかかりますね。そういう面から行くと、八十というふうに前に進んでまいりましたから非常に前進はしたのであるけれども、これは労働基準法だつてそのなのですが、同じように、国家公務員の災害補償法等についても、そろそろそういう特殊なものについては改善をはかつていくということが急務じゃないだらうかなという感じがしますがね、どうですかね、局長さん。

○政府委員(島四男雄君) 先般も申し上げましたように、人事院といたしましては、この白ろう病については格別の配慮をいたしてまいつてゐる次第でございます。たとえば、その一例といたしまして、ただいまもお話に出ておりました休業補償の面につきまして、法律では百分の六十となつておりますが、この白ろう病患者につきましては、

まして、昨年の暮れに百分の八十にしたわけでございます。ところで、国の姿勢といたしまして、当然この問題についてはもっとさらに前進すべきであるという御意見かと思いますが、私のほうも実はそう思っておりますが、ただ、国家公務員災害補償法の中で、この補償の実施に關しましては、労働基準法であるとかあるいは労働者災害補償保険法であるとか、そういう法律との実施の間に於いて均衡を失わないように考慮しなければならぬという規定がございますので、私どもだけで独走するわけにはまいりません。他の社会保険制度とのバランスというものを考えながら前進していきたい、このように考えております。

○吉田忠三郎君 局長答えられたように、そういう關係の法律は私も知らぬわけではないのですよ、ですから、当然人事院だけ独走できないということは、それは答えられたとおりでありますね。しかし、バランス、バランスということだけ考えていますと、バランスということはどういふことかという、平均化して、よその状態を見習

わなければならぬということになるのですから、そこへだけ力点を置くと、こういう特殊な、本来的に言へば、原爆のようなものとか、けい肺のようなものとか、さらにCOの患者とか、こういうやはり特殊なものですよ、振動障害というやつは。ですから、そういう見方をしながらできるだけひとつ改善の方向で努力していただきたいと私は思うのですよ。なぜかという、国有林の場合は林野庁で努力をされて、できるだけそう大幅な減取にならないように職種転換などは考えておりますけれども、現実にはかなりやはりダウンしてくるのですよ。長官、そうですね。その上に今度は、先ほど来言ったように、経費がかかる、こういう問題がある。国有林のほうはまだそれでもいいのですよ、八十を補償するというのですから。民有林の場合は全くないと思いますよ。ですからそういうことをならみ合わせながら、つまり局長のおっしゃっている意味はそういう意味でのバランス論だと思いますから、そういうふうに理解しますが、ぜひそういうことも十分勘案の上に、各省庁と連絡しながらその改善に私は努力してもらいたいと思うのですよ。

○政府委員(島四男雄吉) この問題につきましては、関係省庁と十分連絡をとりながらさらに前向きで考えていきたいと思ひます。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会